

「国民健康保険被保険者証」
切り替えのご案内

6月末までに国民健康保険税を完納された方対象

令和5年度の「国民健康保険被保険者証」は7月中に切り替えのため、7月下旬頃に郵送致します。まだ納付がお済でない方は早めにお納めください。

7月以降に保険税を完納された方
窓口での交付をご希望の方



健康増進課へお問合せ下さい

国保と社保の切り替え

二重払いになっていませんか？

国保と社保の切り替えには申請が必要です！

例) 就職で社会保険へ加入→国民健康保険に加入していた場合、脱退の申請が必要

例) 退職により社会保険を脱退→国民健康保険へ加入申請が必要

失業・収入減で保険税の
支払いが難しい方へ

国又は町の減免制度を利用できる可能性があります

申告はお済ですか？

収入の有無に関わらず(世帯全員)申告が必要です

国民健康保険税納税義務者(世帯主)及びその世帯に属する家族は、前年中(令和5年1月～12月)の収入の申告が必要です。



申告した場合

入院時の医療費及び食事代の負担額の減額が受けられます。

状況によって保険税軽減
(7割・5割・2割)の制度も
あります。

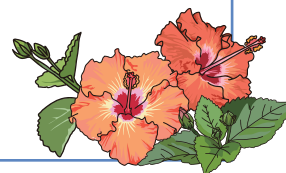
※無収入・低所得の方も申告を
しないと上記の軽減を受けるこ
とができません。必ず申告を！
詳しくはくらし支援課へご相談
ください。



申告していない場合

保険税の軽減や入院時の医療
費及び食事代の負担額の減額が
受けられません。

課税・非課税の判定が出ません。
課税状況が条件の給付金や支援
等が受けられない可能性があります。



令和6年1月2日以降に伊仙町へ転入された方は、前住所地の自治体に所得照会をし、所得金額が判明したのち保険税が変更されることがあります。